



# 島根県報

平成17年 4月26日 (火)  
第 1,670 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

平成17年度第 1 次自衛官募集	(消 防 防 災 課)	1
平成17年度地方の臨時種畜検査の実施	(農 畜 産 振 興 課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	2
県営土地改良事業計画の変更	( " )	3
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	(水 産 課)	3
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経 営 支 援 課)	4
平成17年度地籍調査事業の決定	(用 地 対 策 課)	4
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	8
水防警報を行う河川の指定	(河 川 課)	8

### 公 告

土地立入りの許可	(用 地 対 策 課)	9
----------	-------------	---

### 公安規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	10
島根県公安委員会が行う不利益処分 of 取扱いに関する規則等の一部を改正する規則	( " )	10

### 正 誤

平成17年 4月12日付け島根県報第1,666号中	(市 町 村 課)	24
平成16年12月21日付け島根県報第1,635号中	(道 路 維 持 課)	24
平成16年12月24日付け島根県報第1,636号中	( " )	24
平成16年12月28日付け島根県報第1,637号中	( " )	24
平成17年 1月 7日付け島根県報第1,639号中	( " )	24
平成17年 3月18日付け島根県報第1,659号中	( " )	25
平成17年 3月29日付け島根県報第1,662号中	( " )	25
平成17年 2月25日付け島根県報第1,653号中	(審 査 課)	25

## 告 示

### 島根県告示第543号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第 1 項並びに第118条の規定に基づき、平成17年度第 1 次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成17年 4月26日

島根県知事 澄 田 信 義

### 1 採用する自衛官

男性 2 等陸士、2 等海士、2 等空士 15名(予定)

2 募集期間

平成17年4月25日(月)から平成17年6月3日(金)まで

3 試験期日

平成17年6月10日(金)

4 試験場の位置及び名称

出雲市松寄下町1142の1(電話0853(21)1045)

陸上自衛隊出雲駐屯地

5 採用予定日

平成17年7月又は8月

6 その他

(1) 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の男性

(2) 試験科目

ア 筆記試験(国語、数学、社会、作文)

イ 口述試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

(3) この試験に関する問い合わせは、自衛隊島根地方連絡部(松江市学園1の1の14電話0852(21)0015)に連絡すること。

島根県告示第544号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定により、平成17年度地方の臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第2条第2項の規定により告示する。

平成17年4月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 実施する地域

県内一円

2 実施期日及び場所

平成17年5月28日から平成18年度定期種畜検査の開始の日までに当該区域を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日時及び場所

島根県告示第545号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年4月26日

島根県知事 澄 田 信 義

益田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

中島 浩二 益田市戸田町イ965番地1

2 就任年月日

平成17年 4月 1日

3 退任した役員の氏名及び住所

監事

城市 昭 益田市飯田町134番地 1

島根県告示第546号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、延屋地区を受益地域とする農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年 4月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

延屋地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

大田市役所

島根県告示第547号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、平成17年 4月26日から施行する。

平成17年 4月26日

島根県知事 澄 田 信 義

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分の欄の3中「美保関町大字森山」を「松江市美保関町森山」に改め、同欄の4から6中「美保関町大字福浦」を「松江市美保関町福浦」に改め、同欄の7から15中「美保関町大字美保関」を「松江市美保関町美保関」に改め、同欄の16中「美保関町大字雲津」を「松江市美保関町雲津」に改め、同欄の17中「美保関町大字諸喰字法田」を「松江市美保関町諸喰（通称法田）」に改め、同欄の18中「美保関町大字諸喰」を「松江市美保関町諸喰」に改め、同欄の19から21中「美保関町大字七類」を「松江市美保関町七類」に改め、同欄の22中「美保関町大字片江」を「松江市美保関町片江」に改め、同欄の23中「美保関町大字菅浦」を「松江市美保関町菅浦」に改め、同欄の24中「美保関町大字笠浦及び大字千酌」を「松江市美保関町笠浦及び千酌」に改め、同欄の25及び26中「美保関町大字北浦」を「松江市美保関町北浦」に改め、同表2の項漁業の区分の欄の2中「島根町大字野井」を「松江市島根町野井」に改め、同欄の3及び4中「島根町大字野波」を「松江市島根町野波」に改め、同欄の5中「島根町大字多古」を「松江市島根町多古」に改め、同欄の6中「島根町大字加賀」を「松江市島根町加賀」に改め、同欄の7中「島根町大字大芦」を「松江市島根町大芦」に改め、同表5の項加入区の名称の欄中「平田市」を「平田」に改め、同項漁業の区分の欄の3中「平田市小伊津町」を「出雲市小伊津町」に改め、同欄の4中「平田市地合町」を「出雲市地合町」に改め、同欄の5中「平田市坂浦町」を「出雲市坂浦町」に改め、同欄の6中「平田市三津町」を「出雲市三津町」に改め、同欄の7中「平田市美保町」を「出雲市美保町」に改め、同欄の8中「平田市塩津町」を「出雲市塩津町」に改め、同欄の9中「平田市釜浦町」を「出雲市釜浦町」に改め、同欄の10中「平田市十六島町」を「出雲市十六島町」に改め、同表6の項漁業の区分の欄の2中「大社町大字鷓峠及び大字鷺浦」を「出雲市大社町鷓峠及び鷺浦」に改め、同欄の3中「大社町大字宇竜」を「出雲市大社町宇竜」に改め、同欄の4中「大社町大字日御碕」を「出雲市大社町日御碕」に

改め、同欄の5中「大社町大字杵築東、大字杵築南、大字杵築西、大字杵築北、大字北荒木、大字修理免及び大字中荒木並びに出雲市外園町」を「出雲市大社町杵築東、杵築南、杵築西、杵築北、北荒木、修理免及び中荒木並びに外園町」に改める。

#### 島根県告示第548号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成17年4月26日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 1 届出の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

石央マリンショッピングセンター 島根県浜田市周布町イ61-1番地

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

協和木工株式会社 代表取締役 山口茂 広島県広島市西区商工センター4丁目9番9号

##### (3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後11時

(変更後) 午前2時(スーパーセンタートライアル浜田店入居棟を除く。)

##### (4) 変更の年月日

平成17年4月15日

#### 2 届出年月日

平成17年4月13日

#### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市経済部商工観光課(浜田市殿町1番地)

#### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

##### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

##### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

##### (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

#### 島根県告示第549号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成17年度地籍調査事業計画を定めたので、同

条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成17年 4 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行う者の名称	調 査 区 域	調 査 期 間
松江市	長海 東忌部 西尾 西尾 東津田 西尾 手角 東忌部 東津田 美保関( )	交付決定の日から平成18年 3 月31日まで
浜田市	宇津井町 1 宇津井町 2	交付決定の日から平成18年 3 月31日まで
出雲市	上津 大呂 7 区 橋波 2 区 橋波 3 区 大呂 6 区 神西 上津 大呂 8 区 大呂 9 区 橋波 4 区 日御碕( C )	交付決定の日から平成18年 3 月31日まで
益田市	半田 野入 - 1 小原 高津 1 - 4 飯田 1 - 2 飯田 2 - 1 仙道 野入 - 2 高津 2 - 5 飯田 1 - 3 飯田 2 - 2 遠田 1 仙道 小原 萩原 - 1	交付決定の日から平成18年 3 月31日まで

大田市	久手 朝山 - 1 朝山 - 2	交付決定の日から平成18年3月31日まで
安来市	東6 東7	交付決定の日から平成18年3月31日まで
江津市	波子1区 平田7区 平田8区	交付決定の日から平成18年3月31日まで
雲南市	川井 下久野 川井 下久野 飯石	交付決定の日から平成18年3月31日まで
奥出雲町	阿井1 亀嵩1 野呂3 大呂2 三成5 三沢3 阿井2 大呂3	交付決定の日から平成18年3月31日まで
飯南町	頓原村5 長谷2 頓原村7 頓原村8 花栗3 花栗4 谷7 獅子3 八神1 小田1 小田2	交付決定の日から平成18年3月31日まで
温泉津町	井田3	交付決定の日から平成18年3月31日まで
川本町	川本(1) 川本(2) 川本(3) 川本(4) 三原の一部	交付決定の日から平成18年3月31日まで
美郷町	猿丸 酒谷 竹 信喜	交付決定の日から平成18年3月31日まで

	信喜 九日市 大野 原 九日市 田水 片山	
邑南町	円の板 2 馬野原 5 和田 1 矢上 4 西鱒淵 1 安田 日貫 - 1 日貫 - 2 原 西鱒淵 2 和田 3 日貫 矢上 5	交付決定の日から平成18年 3 月31日まで
金城町	今福	交付決定の日から平成18年 3 月31日まで
旭町	都川 - 3 本郷 本郷 重富 木田 山ノ内 - 1	交付決定の日から平成18年 3 月31日まで
弥栄村	稲代 木都賀 西河内・栃木	交付決定の日から平成18年 3 月31日まで
三隅町	折居 4 折居 6	交付決定の日から平成18年 3 月31日まで
津和野町	三歩市 中山	交付決定の日から平成18年 3 月31日まで
日原町	商人 商人 溪村 溪村 溪村	交付決定の日から平成18年 3 月31日まで
柿木村	木部谷 1 福川 1	交付決定の日から平成18年 3 月31日まで
六日市町	六日市	交付決定の日から平成18年 3 月31日まで

	六日市 有飯	
海士町	知々井 2 海士 8	交付決定の日から平成18年3月31日まで
隠岐の島町	飯田 - 1 飯田 - 2 今津 - 3 都万 犬来 大久 都万 南方	交付決定の日から平成18年3月31日まで

島根県告示第550号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年4月26日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	大根島線	松江市八束町寺津56番3地先から同町寺津358番1地先まで	前 A	メートル 9.00～ 29.00	メートル 302.00	松江土木建築事務所  左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。  市道移管
		松江市八束町寺津398番2地先から同町寺津418番2地先まで		B		
		松江市八束町寺津56番3地先から同町寺津358番1地先まで	後 A	9.00～ 29.00	302.00	

島根県告示第551号

水防法（昭和24年法律第193号）第10条の6第1項の規定により、次のとおり水防警報をする河川を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年4月26日

島根県知事 澄 田 信 義



水 系	河川名	区 域		観測所名	所在地	警戒水位	指定水位
		左 岸	右 岸				
斐伊川	意宇川	松江市大草町（都市界）から松江市竹矢町（河口）まで	松江市大草町（都市界）から松江市竹矢町（河口）まで	出雲郷	東出雲町出雲郷	2.80	2.30
下府川	下府川	浜田市上府町（府中橋）から浜田市下府町（河口）まで	浜田市上府町（千代松原橋）から浜田市下府町（河口）まで	府中橋	浜田市上府	3.60	2.10
周布川	周布川	浜田市内村町（松本橋）から浜田市津摩町（河口）まで	浜田市内村町（松本橋）から浜田市日脚町（河口）まで	中場	浜田市穂出	2.60	2.00
三隅川	三隅川	那賀郡三隅町三隅（399地先）から那賀郡三隅町古市場（河口）まで	那賀郡三隅町三隅（杉の森橋）から那賀郡三隅町奏浦（河口）まで	三隅	三隅町三隅	3.00	2.50

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第 2 項の規定により、土地立入りの許可をしたので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

平成17年 4月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

中国電力株式会社

2 事業の種類

特別高圧送電線 島根原子力線新設工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

松江市東持田町字鏡谷、字袈掘、字青梨子、字後平、字懸橋、字権現、字藪蔵、字樸ヶ谷、字原朴ヶ谷、字井手川、字大谷、字杉谷、字常熊、字無傳下、字納蔵、字納蔵上、字御崎谷、字向山、字横手下、字笠谷、字吉廻、字才部田、字小谷、字焼柱、字青梨子向、字青梨子上、字大峯、字瀧ヶ谷、字棚後谷、字砥石、字赤松ヶ谷、字納蔵西及び字戸岸、坂本町字沢、字沢奥、字立丁、字角田、字原代、字榎ヶ坪、字大原代、字大原代下、字大道上、字京田、字原ノ前、字恵作田、字實無シ、字沢下及び字沢尻、下東川津町字禿ノ前、字櫻田、字善徳、字杓田、字西谷、字小松谷、字奥小松谷、字寺山、字沓輪谷、字車尻、字山ノ神谷、字奥ノ谷及び字後山、川原町字尾才尻、字堤下、字響谷、字葛葉谷、字後谷、字床、字元宮、字尾茂祖谷、字土井屋敷、字堤ヶ谷、字亀ヶ谷、字家奥、字現白、字宮ノ前、字宮ノ上、字奥原、字水谷、字小屋谷、字桐木谷、字本林及び字小澁、上本庄町字荒船、新庄町字川原内南平、字川原内、字川原内左ノ谷、字セキ谷、字大内原北平、字島谷、字大内原、字大内原南平、字カナクソ谷及び字竹ノ谷、上宇部尾町字倉見谷、字奥古谷、字嵩平、字瀧ノ下、字雀ヶ谷、字大澁谷、字嵩、字大谷、字境谷、字オノタワ及び字佛谷、大海崎町字中滑山及び字小滑山、大井町字大谷及び字明曾並びに朝酌町字東平地内

4 立ち入ろうとする期間

平成17年 4月26日から平成17年12月31日まで

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月26日

島根県公安委員会委員長 増 原 久 子

### 島根県公安委員会規則第9号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表道路法の項の次に次のように加える。

道路法施行令（昭和27年政令第479号）	第38条の2第2項	自転車駐車場の設置に関する意見の提出
----------------------	-----------	--------------------

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県公安委員会が行う不利益処分 of 取扱いに関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月26日

島根県公安委員会委員長 増 原 久 子

### 島根県公安委員会規則第10号

島根県公安委員会が行う不利益処分 of 取扱いに関する規則等の一部を改正する規則

（島根県公安委員会が行う不利益処分 of 取扱いに関する規則の一部改正）

第1条 島根県公安委員会が行う不利益処分 of 取扱いに関する規則（平成10年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条本文中「第2条第1項の規定による通知」を「前条第1項の通知」に改め、同条後段中「とき」を「時」に改め、同条を第3条とする。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第 1 号 ( 第 2 条関係 )

島根県公安委員会指令 (        ) 第        号

取 消 通 知 書

様

の規定に基づき、次の理由によって        年    月    日

の許可 ( 認定 ) を取り消しましたので通知します。

年    月    日

島根県公安委員会 印

記

( 不服の申立て )

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。( ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。 )

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます( 訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。 )。( ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。 )

備考

- 1    は、処分の通知を発しても、直ちに相手方の知るところとならないことが予想される場合に記載すること。
- 2    行政手続法(平成5年法律第88号)第27条第2項の規定により異議申立てをすることができない場合は、異議申立ての教示部分を削ること。

様式第2号(第2条関係)

島根県公安委員会指令( )第 号

営 業 停 止 命 令 書

様

の規定に基づき、次の理由によって 年 月 日から 年 月 日  
まで 日間の営業の停止を命じます。

年 月 日

島根県公安委員会 印

記

(不服の申立て)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。(ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)(ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)

備考

- 1 は、処分の通知を発しても、直ちに相手方の知るところとならないことが予想される場合に記載すること。
- 2 行政手続法(平成5年法律第88号)第27条第2項の規定により異議申立てをすることができない場合は、異議申立ての教示部分を削ること。

様式第 3 号 ( 第 2 条関係 )

島根県公安委員会指令 (        ) 第        号

(        ) 命 令 書

様

の規定に基づき、次の理由によって        年    月    日までに  
 することを命じます。

年    月    日

島根県公安委員会 印

記

( 不服の申立て )

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。( ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。 )

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます( 訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。 )。( ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。 )

備考

- 1    は、処分の通知を発しても、直ちに相手方の知るところとならないことが予想される場合に記載すること。
- 2    行政手続法(平成5年法律第88号)第27条第2項の規定により異議申立てをすることができない場合は、異議申立ての教示部分を削ること。

様式第4号(第2条関係)

島根県公安委員会指令( )第 号

指 示 書

様

の規定に基づき、次のとおり指示します。

年 月 日

島根県公安委員会 印

記

(不服の申立て)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。(ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)(ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)

備考 は、処分の通知を発しても、直ちに相手方の知るところとならないことが予想される場合に記載すること。

様式第5号中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

(集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則(昭和35年島根県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条中「書面は、別記様式第1から別記様式第4までに定めるところによる」を「書面の様式は、様式第1号から様式第4号までのとおりとする」に改める。

様式を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

島根県公安委員会指令( )第 号

主催者住所

氏名

年 月 日に申請のあった集団示威運動等については、次のとおり許可する。

年 月 日

島根県公安委員会 印

記

- 1 目的
- 2 期間
- 3 方法
- 4 場所経路
- 5 条件
- 6 指示

(不服の申立て)

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考

- 1 この許可書は、道路を使用しない集団示威運動等の場合に用いること。
- 2 条件及び指示をしないときは、不服の申立ての教示を削ること。



様式第 2 号 ( 第 4 条関係 )

島根県公安委員会指令 ( ) 第 号

主催者住所

氏名

年 月 日に申請のあった集団示威運動等については、次のとおり許可する。

年 月 日

島根県公安委員会 印

記

- 1 目的
- 2 期間
- 3 方法
- 4 場所経路
- 5 条件
- 6 指示

第 号

道路交通法第77条第 1 項の規定による道路使用については、これを許可する。

( 条件 )

年 月 日

警 察 署 長 印

( 不服の申立て )

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 条件及び指示をしないときは、不服の申立ての教示を削ること。

様式第3号(第4条関係)

島根県公安委員会指令( )第 号

主催者住所

氏名

年 月 日に申請のあった集団示威運動等については、次の理由により許可しない。

年 月 日

島根県公安委員会 印

記

(不服の申立て)

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 4 号 ( 第 4 条関係 )

島根県公安委員会指令 ( ) 第 号

主催者住所

氏名

年島根県公安委員会指令 ( ) 第 号によって許可した集団示威運動等については、次の理由によりその許可を取り消す。

年 月 日

島根県公安委員会 印

記

( 不服の申立て )

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます ( 訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。 )。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

( 島根県道路交通法施行細則の一部改正 )

第3条 島根県道路交通法施行細則(昭和55年島根県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第27号を次のように改める。

様式第27号 (第24条関係)

島根県公安委員会指令 ( ) 第 号

## 運転免許試験合格決定取消通知書

年 月 日

住所

様

島根県公安委員会 印

道路交通法第97条の3第1項の規定により、次のとおり運転免許試験の合格を取り消しましたので通知します。

運転免許の種類	
運転免許試験の合格年月日	年 月 日
運転免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
取消しの理由	

(不服の申立て)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。(ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)(ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)

備考

- 1 は、処分の通知を発しても、直ちに相手方の知るところとならないことが予想される場合に記載すること。
- 2 行政手続法(平成5年法律第88号)第27条第2項の規定により異議申立てをすることができない場合は、異議申立ての教示部分を削ること。

(警察署協議会委員の委嘱及び解嘱等の手続に関する規則の一部改正)

第4条 警察署協議会委員の委嘱及び解嘱等の手続に関する規則(平成13年島根県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号 ( 第 5 条関係 )

## 解 嘱 通 知 書

様
警察署協議会条例第 3 条第 4 項の規定により島根県 警察署協議会委員を解嘱します
解嘱の理由
年 月 日
島根県公安委員会 印

( 不服の申立て )

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。( ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。 )

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます( 訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。 )。( ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。 )

備考

- 1 は、処分の通知を発しても、直ちに相手方の知るところとならないことが予想される場合に記載すること。
- 2 行政手続法(平成5年法律第88号)第27条第2項の規定により異議申立てをすることができない場合は、異議申立ての教示部分を削ること。

(島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部改正)

第5条 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則(平成14年島根県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表行政不服審査法の項の次に次のように加える。

行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)	第46条	教示
-----------------------	------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

正 誤

---

平成17年4月12日付け島根県報第1,666号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から18	1596の43、1609の1	1596の43、1596の44、1609の1

平成16年12月21日付け島根県報第1,635号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
7	島根県告示第1,253号中	853番1地先	835番1地先

平成16年12月24日付け島根県報第1,636号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
6	島根県告示第1,263号中	189.00	187.00

平成16年12月28日付け島根県報第1,637号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
15	島根県告示第1,281号中	美郷町小松池	美郷町小松地

平成17年1月7日付け島根県報第1,639号中に誤りがあったので、次のように訂正する。



ページ	箇 所	誤	正
7	島根県告示第12号中	美郷町小松池	美郷町小松地

平成17年 3 月18日付け島根県報第1,659号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正				
23	島根県告示第339号中	<table border="1"> <tr> <td>浜田市下有福町567番 2 地 先から同町584番 1 地先ま で</td> <td>140.00</td> </tr> </table>	浜田市下有福町567番 2 地 先から同町584番 1 地先ま で	140.00	<table border="1"> <tr> <td>浜田市下有福町566番 1 地 先から同町589番 8 地先ま で</td> <td>207.00</td> </tr> </table>	浜田市下有福町566番 1 地 先から同町589番 8 地先ま で	207.00
浜田市下有福町567番 2 地 先から同町584番 1 地先ま で	140.00						
浜田市下有福町566番 1 地 先から同町589番 8 地先ま で	207.00						

平成17年 3 月29日付け島根県報第1,662号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正																	
23	島根県告示第407号中	<table border="1"> <tr> <td>後 A</td> <td>16.00 ~ 29.00</td> </tr> </table>	後 A	16.00 ~ 29.00	<table border="1"> <tr> <td>後 B</td> <td>16.00 ~ 29.00</td> </tr> </table>	後 B	16.00 ~ 29.00													
後 A	16.00 ~ 29.00																			
後 B	16.00 ~ 29.00																			
	”	<table border="1"> <tr> <td>邑智郡 邑南町 目貫37 81番 1 地先か ら同地 先まで</td> <td>前</td> <td>12.00 ~ 14.00</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>後</td> <td>13.00 ~ 31.00</td> <td>100.00</td> </tr> </table>	邑智郡 邑南町 目貫37 81番 1 地先か ら同地 先まで	前	12.00 ~ 14.00	100.00		後	13.00 ~ 31.00	100.00	<table border="1"> <tr> <td>邑智郡 邑南町 日貫37 81番 1 地先か ら同地 先まで</td> <td>前</td> <td>12.00 ~ 14.00</td> <td>100.00</td> <td rowspan="2">川本土 木建築 事務所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>後</td> <td>13.00 ~ 31.00</td> <td>100.00</td> </tr> </table>	邑智郡 邑南町 日貫37 81番 1 地先か ら同地 先まで	前	12.00 ~ 14.00	100.00	川本土 木建築 事務所		後	13.00 ~ 31.00	100.00
邑智郡 邑南町 目貫37 81番 1 地先か ら同地 先まで	前	12.00 ~ 14.00	100.00																	
	後	13.00 ~ 31.00	100.00																	
邑智郡 邑南町 日貫37 81番 1 地先か ら同地 先まで	前	12.00 ~ 14.00	100.00	川本土 木建築 事務所																
	後	13.00 ~ 31.00	100.00																	

平成17年 2 月25日付け島根県報第1,653号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
19	上から 8	森山 慧	森井 慧

